

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人酒田市社会福祉協議会（以下、「協議会」という。）定款の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事、監事及び評議員をいう。

(役員等の報酬等)

第3条 会長に対しては、報酬及び通勤手当を支給し、報酬は次のいずれかに定める額とする。

(1) 常勤の場合 月額222,000円

(2) 非常勤の場合 前号に定める額の範囲内で勤務形態に応じて、理事会で決定した額。

2 常務理事に対しては、報酬及び通勤手当を支給し、報酬は前項第1号の範囲内で、理事会で決定した額とする。ただし、常務理事が事務局職員を兼務し、職員給与規程に基づき給与の支給を受ける場合は、報酬等を支給しない。

3 前2項の会長、常務理事の報酬、通勤手当の支給方法及び通勤手当の額は、職員給与規程の例による。

4 会長、常務理事以外の役員等については、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 協議会は、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する役員等には費用弁償は支給しない。

2 費用弁償の支給方法、支給する額は、旅費規程に定めるものとする。

(公表)

第5条 協議会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。